

要望事項	回答
1. いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり（健康、社会福祉）	
1.1健康	
(1)高齢者の健康維持、介護予防の強化を 高齢者に発症率の上昇が懸念される骨折や認知症等の予防・改善策について「骨折予防プロジェクト」等、対策・改善策の強化をはかること。	健康寿命の延伸及び認知症の発症予防には、生活習慣を整えることが有効であることが研究等にて判明しており、健康寿命の延伸への取り組みを行う中で、入院医療費に占める骨折の割合が高いという課題が見えています。現在、住民の骨折予防への意識向上及び栄養、運動、休息などの骨折予防に有効となる策を広く周知し、全体的な改善を図る「骨折予防プロジェクト」を展開し、取り組みを進めています。 合わせて、高齢者の特性を踏まえた生活習慣病等の重症化予防や健康状態不明者への訪問等の介入による状態把握、フレイル予防の普及啓発や虚弱（フレイル）高齢者の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援等のフレイル対策に取り組むほか、国立長寿医療研究センターとの連携協力協定に基づき、高齢者の健康や認知症予防等の研究・実証事業に協力することで、課題解決の効果が見込まれる事業展開を進めています。
(2)加齢性難聴（老人性難聴）者に対する補聴器などの補助具購入補助金を 加齢性難聴を発症した高齢者は、バランスの能力に悪影響を及ぼすことから歩行機能の低下や転倒を引き起こし、また、他者との会話に加わりづらくなることから社会的孤立状態を招きやすいと言われていています。介護保険や健康保険の適用外のため補助具購入補助金を支給することを要望します。	本町では、高齢者だけでなく、18歳以上の難聴者に対する補聴器購入費補助を2025（令和7）年度から実施予定です。コミュニケーションの確保を行い、社会参加の機会を高めます。
(3)子宮頸がんワクチンの接種のキャッチアップを 子宮頸がんワクチンは、HPV（ヒトパピローマウイルス）による感染を予防するため、早期に接種することで、将来的な子宮頸がんのリスクを大幅に減少させることができます。平成9年度生まれ～平成19年度生まれ（誕生日が1997年4月2日～2008年4月1日）の女性で子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の接種を逃した方に対して、引き続きキャッチアップ接種を促し、そのための補助金を支給することを要望します。	子宮頸がんワクチンの接種のキャッチアップについては、積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方のために、2022年4月から2025年3月までの3年間に限り、公費による定期接種での接種ができるものです。子宮頸がんワクチンの接種のキャッチアップについては、国の定期接種に位置づけられたことで接種が可能となっています。従来は、2025年3月末日までの予定でしたが、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷等の状況も踏まえ、期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も定期接種で3回の接種を完了できるよう国は2026年3月末日までの経過措置を設けるとの方針になりました。町は国の方針どおり、キャッチアップ期間中に1回以上接種している者については、2026年3月末日まで定期接種で3回の接種が完了できるように経過措置を実施します。
1.2社会福祉	
(1)長寿高齢者ご夫婦を祝う会の開催を 敬老会事業が廃止されていますが、銀婚式、金婚式を迎えられた長寿ご夫婦をお祝いする会を町主催で開催すること。 また、地区内にお住まいのご高齢の方々を地域の方々に知ってもらう機会にもなりますので検討をしていただきたい。	現在、町として銀婚式、金婚式を実施することは考えておりません。以前、本町では交流機会の提供を目的とし、金婚・ダイヤモンド婚表彰を実施しておりましたが、参加者数の減少や、事業自体を行政が実施することに疑義が生じ、2013（平成25）年度に廃止しています。事業目的であった交流機会の提供については、老人クラブやシルバー人材センターの活動への補助や、より広い世代の方を対象として、公民館等の利用促進をはじめ、集いの場の運営協力者の確保や活動場所の提供の推進、老人憩いの家の一般開放事業を進めることで実施しています。

要望事項	回答
2. 人を育み、人を活かすまちづくり（次世代育成、生涯学習）	
2.1次世代育成	
(1)東浦町の子ども支援を目指す活動を 東浦町の目指す「子育て支援」と「子育て支援（子ども自身への支援）」の双方のそれぞれの階層別支援の取り組みにより、子ども自身が成長を通して支援を感じる具体的な施策・事業を構築・推進すること。また、学校教育についても充実した支援を求めます。	今年度「切れ目のないこどももんなか応援サポーターのまち」を宣言し、引き続き、関係部署間において連携を取りながら、結婚から妊娠、出産、出産後、子育て、学びまで、切れ目のない一貫した子育て支援の充実を図っています。 また、2025（令和 7）年度から機構改革を行い、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を設置し、切れ目のない支援を行うとともに、子育てと教育を所管し、結びつけることで、子どもの育ちを一貫して行っていきます。子どもや教育関連の部署を一元化することで、各部署間の調整が容易になり、事務の効率を向上させることができるとともに、利用者である子どもや保護者の利便性の向上を図ります。 なお、学校教育につきましては、本町の特色である個別化・個性化教育を一層推進していきます。 児童生徒一人一人にあった指導を通して、基礎学力の向上と個性及び創造力、判断力などを伸ばすことができる個別化・個性化教育を全小中学校へ展開していきます。小中学校間の連携も推進し、小中学校の教員が協働することで、児童生徒の義務教育 9 年間を見通した効果的な指導方法を確立します。
(2)東浦中学校を学区中央部へ移転を 東浦中学校は老朽化に伴い、建替え更新が必要であると考えます。また、長距離通学の生徒も多く藤江・生路地区においては国道366号の路肩も狭く、今後の拡幅計画もなく生徒の生命の安全確保が確立されていない状況にあります。 このことから、学区の再編成及び東浦中学校区の中央位置に中学校を新築し、生徒の通学安全性・利便性を確保すること。なお、本件は公共施設の複合化等の検討も含め、公共施設更新計画の重要課題の一つとして早急に検討すること。	東浦中学校の中央部への移転について、東浦中学校は、開校した1947年、当時の町内全域の中心付近である現在の場所に建設されました。その後、1976年の北部中学校開校に伴い、東浦中学校の学区が石浜、生路、藤江地区となったため、現在は学区の北端に位置しています。 また、東浦中学校は他の中学校と異なり、生徒数の増加に伴う増築により、比較的新しい建物を有している一方、町内で最も古い建物である第 2 屋内運動場を有しており、全体的な施設の老朽化が進行している状況であり、検討の優先度は高いと認識しています。 東浦町公共施設再配置計画のうち、東浦中学校に関連する部分では、現東浦中学校敷地に、文化センターや勤労福祉会館などを複合化した、全町拠点施設を整備する方針に伴い、東浦中学校については移転を検討しています。 現東浦中学校敷地は、愛知県が公表している「高潮浸水想定区域」及び「洪水浸水想定区域」内に位置しており、学校のような子どもたちが毎日通い、長時間滞在する施設を、当該敷地で建て替えることは、適切でないと考えています。ただし、浸水が想定される東浦中学校跡地に、文化センターや勤労福祉会館など、災害時には、ある程度の休業が許容される施設の配置は、可能であると考えています。 また、現東浦中学校は、学区の北端に位置しており立地上通学距離が長くなる生徒がいること、高潮等の水害ハザードなどの課題解消の観点から、移転先として、東浦町体育館の位置する東浦文化広場を選定しています。東浦中学校を現東浦文化広場位置へ移転・複合化することにより、学区の再編ではなく、学区の中央部付近に配置することで、生徒の平均通学距離が約500メートル短縮することができるほか、水害のリスクも回避することができます。 今後必要となる中長期的な教育活動を可能とする大胆な施設建築を行い、心豊かな生徒が育つ学校にしていきます。 なお、重要課題の 1 つとして、早急に検討することについては、本計画の計画期間である35年間の前期に整備すべき「モデル事業」として東浦中学校の移転・複合化を設定しており、重要課題の一つとして位置付けています。 来年度においても随時意見を聞き、また取り入れながら計画を進めていきます。

要望事項	回答
(3)小中学校施設の教育機能と災害避難所機能の両立整備を 冬季厳寒時の体育授業を可能にし、且つ、地域の避難所機能の強化を図るための避難所整備策として、各小中学校体育館と特別教室への冷暖房の設置を推進すること。	小中学校の学校体育施設へのエアコン設置については、町長政策ロードマップのとおり、施工方法などを調査・検討の上、順次導入する計画となっています。しかし、避難所として十分に機能できるか懸念があり、近年の猛暑傾向による児童生徒の安全を守るためにも、前倒しを行い、2025（令和７）年度中に設置できるように努めていきます。また、導入にあたっては、多額の費用が必要になることから、財源確保が課題と考えています。現時点では、地方債（緊急防災・減災事業債）の活用を想定しています。なお、引続き国の補助金等を最大限活用できるよう検討していきます。また、特別教室へのエアコン設置については、計画は未定ですが、体育館空調設置後に、教室の使用頻度や児童数の推移などを考慮し、検討していきます。
(4)コミュニティスクールの早期実施を コミュニティスクールの趣旨は、学校と地域住民が連携して学校運営に取り組み、子どもたちのより良い環境づくりを目指すことです。本町では、学校運営協議会を設置し、地域の声を積極的に取り入れることで、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていますが、ＰＴＡの任意加入問題や教師の働き方改革により地域と学校間で亀裂が生じる前に早期実施を要望します。	コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校のことを言い、2021（令和３）年度に西部中学校区（卯ノ里小・西部中）へ学校運営協議会を設置しました。2022（令和４）年度からは、その他8小中学校へも学校運営協議会を設置し、町内の全小中学校区でコミュニティ・スクールを導入しています。なお、各学校運営協議会では、学校と地域住民が連携して学校運営に取り組みやすくなるように地域コーディネーターが選任されています。 引き続き、コミュニティ・スクールの趣旨に基づき、地域の声を積極的に取り入れ、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます。
2.2生涯学習	
(1)大規模スポーツ施設や芸術文化施設の設置を 本町は、6つの地区があるが地区全体で実施する行事を計画しようにも受け入れできる大規模施設がない。住民が趣味などを通じて心の豊かさの実感し、地域社会の豊かさや、地域におけるコミュニティの活性化に寄与していくための劇場、音楽ホール等は、人々の共感と参加を得ることにより『新しい広場』として、地域の発展を支える機能も期待される。 また、東浦町独自の400m陸上競技場（サッカー場含む）、体育館、野球場、プール等は、次世代を担う子供たちや町民の方々の心と健康の大切さを維持するために必要である。 スポーツの普及や芸術文化活動の活性化のためにも千人規模の集客ができるスポーツ及び芸術文化施設の設置を希望します。	本町において最大で収容できる文化施設は町文化センターの大会議室となりますが、収容人数は350人であり、設備上の観点からも劇場や音楽ホールの役割を果たすのは難しい状況です。芸術文化施設のあり方については、今後進められる公共施設再配置計画において、施設の規模や内容を検討していきます。 スポーツの価値が高まる効果が期待される一方で、町内の体育施設については、老朽化や財政負担等により維持が困難となることが想定されるため、学校施設などと複合ができないか検討が行われています。 そのため、新たな大規模スポーツ施設の建設については、検討することに至っておりませんが、住民がいつでも気軽にスポーツに親しむような機会を創出するために、施設の建設に限らず、住民の身近で持続可能な環境の確保をするため、学校施設の更なる活用を進めます。また、他市町との公共施設相互利用等を推進していきます。
3．暮らしを守るまちづくり（環境、安全安心）	
3.1環境	
(1)地球温暖化対策の推進強化を 近年、地球温暖化による気象異常が起きており大雨・集中豪雨もその一つです。第6次総合計画に、地球温暖化の防止として、「計画を策定する際には国際公約に準拠します」とあります。環境省からも「脱炭素の取り組みで進める地域の活性化」を推奨しています。 地球温暖化対策、脱炭素対策のより一歩踏み込んだ具体的な施策・事業の策定・推進をはかること。また、ゼロカーボンシティ宣言をすることにより国や県から補助金を得ることが期待できる。	脱炭素・地球温暖化対策については、現在、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、省エネルギー化や温室効果ガスの排出削減に向けた各施策・事業を展開しているところであり、次世代自動車や住宅用地球温暖化対策機器の補助、ごみの減量・再資源化の推進、公共交通の利用促進、公共施設等における照明器具のＬＥＤ化、公用車の次世代自動車への転換などに取り組んでいます。 今後も、脱炭素社会の実現に向け、国、県の動向も踏まえながら地球温暖化防止のための各種施策・事業の推進を図っていきます。 また、「ゼロカーボンシティ」の表明については、2024（令和６）年度に第3次東浦町の環境を守る基本計画の中間見直しを実施したうえで、表明を行うことを検討しています。
3.2安心安全	
(1)地元中小企業等への防災・減災の支援強化を 災害時における応援出動に関する協定を締結している事業所に対して、防災・減災に必要な機器・器具等の導入・設置や耐震化を促進するための助成制度を創設し支援すること。また、想定外の災害から事業者が事業の継続ができるようBCPを策定するための対策の支援を要望する。	防災・減災に必要な機器等の助成金制度の創設については、現在のところ考えていませんが、防災・減災には災害発生後も事業が継続できるようBCPを策定することが重要と考えています。本町では、BCP策定に要するコンサルティング費及び対策費等に対する補助を行っており、今後も活用に向けたPRを行いながら、BCP策定について普及促進を図っていきたいと考えています。

要望事項	回答
(2)障がい者等、要配慮者向けの福祉避難所の拡充を 現在、町内各地域に指定避難所が設定されているが、福祉避難所に指定されている勤労福祉会館は洪水ハザードマップ上の浸水区域に立地されているため、民間福祉施設との協定の拡大による避難所体制の拡充をはかること。 また、学校体育館が避難所として指定されていることから、障がい者向けに教室の使用が可能となるよう整備をはかること。 津波避難対策・大雨洪水避難対策として、緊急一時避難のできる高層建築物所有者との協定の締結など、住民の安全確保を強化すること。	本町では、障がい者や高齢者など避難生活に特に配慮を要する者の避難所として、東浦町勤労福祉会館を福祉避難所として指定しています。また、要配慮者の受け入れの充実を図るため、町内の福祉施設を福祉避難所として利用できるよう、現在、社会福祉法人 5 団体11施設と協定を締結しており、協定先と円滑な避難所運営に向けた打合せ会を実施しています。引き続き、他の福祉施設との協定締結を含め、避難所体制の拡充を図っていきます。 避難所である小中学校の教室利用については、各小中学校と自主防災会との避難所運営に係る打合せ会において、災害時にどの部屋を何の目的で使うか、教室等の用途を小中学校ごとに決めており、要配慮者の部屋についても決めています。 津波避難対策における協定締結については、平成26年に藤江地区まちづくり実行委員会から津波避難対策の要望を受けて、2015年 4 月に藤江地区の事業者と「災害時における被災者等に対する応急対策活動の支援協力に関する協定」を締結しています。 また、台風や大雨等の風水害については、地震災害と違い、事前に備えることが可能であり、自分たちの住んでいる地区のリスクを事前に知り、有事の際は、取るべき適切な行動を一人ひとりが認識しておくことが重要と考えていることから、2021年12月に更新した防災マップに、自身の避難行動計画を作成するためのツールであるマイタイムラインを掲載しています。 高層建築物所有者との協定の締結については、所有者等の意向を踏まえ、進めています。
(3)河川の氾濫・治水対策に向けた河川改良の推進強化を 集中豪雨などによる河川の氾濫など、大規模災害が懸念されることから、年超過確率1/10(1時間雨量52mmから62mm)にも耐えうる河川の改修や河川の流出確保のため土砂撤去を早期に実施すること。 沿線住民は、集中豪雨での河川氾濫の恐れや地震による河川の決壊に対する不安感を拭い去ることができません。また、豆搗川の耐震化整備工事が始まり、強い地震に耐えられ液状化にも対応できる強固な整備と早期完成を強く要望いたします。 普通河川部（豆搗川の三本松交差点以西ほか）で、河川内に樹木が繁茂していると川の流れを阻害するので樹木の撤去及び浚渫を要望します。	本町の都市部を流れる河川は、愛知県管理河川であり、今後概ね30年間で実施する具体的な整備内容等を河川整備計画で定めています。 治水上の支障となる堆積土砂の除去などの定期的な維持管理を含め、河川改修、高潮堤整備及び耐震対策の早期完成を、引き続き愛知県に要望します。 また、本町が管理する普通河川部においても、治水上の支障となる樹木及び堆積土砂の撤去を下流側の維持管理状況を見ながら、計画的に行います。
(4)警察署の設置と防犯対策の強化を 東浦町と大府市を所管する警察署の新設を長年にわたり要請してきました。県が新設を推進して頂けることになりましたが、早期完成を要望します。大府市では設置場所等の検討担当部署を設置しました。本町においても大府市と愛知県の調整にかかわる担当部署を設置して早期設置を実現されたい。 あわせて、増加する住宅対象侵入窃盗対策や自動車盗難対策として、センサーライト・防犯カメラ・ハンドル固定装置等防犯資器材購入費の補助を強く要望します。	2022年 8 月に大村知事より、警察署の新設について会見がありました。2026年着工を目指し、大府市月見町二丁目地内の用地を候補地として、現在は地質調査まで終了しています。早期設置に向けて住民自治課を担当課として県に対して事業の推進を今後も要望していきます。また、今後、事業過程において住民自治課以外の業務が必要とされる場合は、関係各課等の連携を図りながら事業を推進していくとともに、必要性に応じて、部署横断的な推進を図るプロジェクトチームの設置を含め、検討していきます。 住宅対象侵入窃盗対策としては、各地区において定期的又は必要に応じてパトロールを実施していただくなど、啓発活動を行っています。また、自転車盗難対策としては、ワイヤーロックを啓発物品として配布するとともに、仕掛学を活用したデザインの注意喚起札の設置を行っています。防犯資器材購入費の補助については、補助金ではありませんが、個人への防犯カメラの貸出を2025（令和 7）年度から実施予定で、防犯に対する機運を高めています。

要望事項	回答
4. 生活・産業を支える基盤づくり（基盤整備、産業振興）	
4.1基盤整備	
(1)明徳寺川周辺景観計画の見直しを 明徳寺川とその周辺景観について、明徳寺川そのものの整備がまず必要であります。堤防壁や川底の堆積土に繁茂・乱生する草木の多さは川の景観を阻害し、清流明徳寺川を否定するかの状況であり、且つ治水上でも問題があります。川の草刈りなど、ボランティアに頼るのみでなく、本格的な川の浚渫による再整備をはかること。	住民アンケート調査や住民ワークショップ等を経て、東浦町景観計画では、景観形成重点区域の候補地区として、住民が集える場所、放置すれば失われていくもの等の特徴のある地区を、重点的、先行的にまちづくりをスタートすることが望ましいと考え、「明徳寺川を軸とする根と狭間の景観」を含む4地区を候補地区としています。景観形成重点区域の指定については、その候補地区の住民や地権者等の皆様のご理解が必須となりますので、その点をしっかり考えながら取り組んでいく方針です。このため、現時点で景観計画の見直しはせず、適切な運用に努めています。 なお、明徳寺川の環境の向上や維持については、関係する様々な事業と共に関係各課等と協働し、取り組んでいます。また、明徳寺川は、年超過確率1/5の規模に対する河川改修が完了しています。今後も、愛知県と連携し、河川の維持管理に努めていきます。
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ①地域高規格道路 名古屋三河道路 早期の道路整備を望む中、西知多道路から名豊道路までを優先整備区間と位置付けられ、まずは東浦町と三河との懸け橋となる橋梁建設・整備を最優先にすすめられるよう、早期実現を望みます。	2022（令和4）年度から、愛知県により進められている、西知多道路から名豊道路までの優先整備区間の「概略ルート・構造の検討」となる構想段階評価については、2024年12月に1つのルート帯に絞り込むなど対応方針（案）をまとめられたところです。 本路線の早期実現に向け、愛知県、関係自治体及び関係企業と連携し、取り組んでいます。また、その中で東浦町と三河を結ぶ橋の必要性を強く訴えかけます。
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ②都市計画道路 大府半田線（国道366号）その1 未整備の豆搗橋から厄松池周辺までの計画の再検討及び国道366号現道の中学生等の通学路における安全確保のための歩道設置の検討をすること。	当該路線を含む長期未整備路線について、今後の新たな道路計画に関連した道路網の再検討など、都市計画道路の見直しにつながるように取り組んでいきます。 なお、通学児童の安全性向上に資する速効性のある対策として、路側帯を狭くしている電柱移転が愛知県により進められています。歩道整備の事業着手についても、引き続き愛知県に要望します。
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ③都市計画道路 大府半田線（国道366号）その2 15年以上前に国道366号東浦役場東交差点、緒川家下交差点、緒川駅西交差点、緒川北交差点の信号交差点改良が整備されました。緒川地区内残りの緒川南交差点改良と東浦役場東交差点から緒川北交差点までの道路拡幅を早期に整備すること。	本路線は、県が管理している国道であり、都市計画決定はされているものの、沿道には住宅等が連担しており、道路拡幅整備には、長い年月と多額の事業費が必要となります。 本町としては、早期の事業着手が望まれますが、本路線の具体的な整備については、現在進めている他の道路整備の進捗状況などを勘案しながら、事業の進め方について、愛知県と協議をしています。
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ④主要地方道 知多東浦線 通学路拡幅改良による安全確保および災害時や緊急時の緊急車両の円滑な通行確保のため、東浦役場前交差点から役場東交差点までの4車線化拡幅整備等をはかること。	東浦役場前交差点から東浦役場東交差点までの区間は、都市計画道路 知多刈谷線として、都市計画決定されているものの、事業化されていません。早期の整備着手を、引き続き愛知県に要望します。
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑤都市計画道路 知多刈谷線 知多刈谷線の早期整備による町内外の東西交流の活発化を促進のこと。	2018（平成30）年度から、名鉄河和線を道路高架でまたぐ区間を含む、知多市の市道池下線から都市計画道路名古屋半田線までの区間において、用地測量が実施されました。2019（令和元）年度からは用地買収が行われており、2023（令和5）年度末時点の取得率は、事業区間全体で約8割に達しています。 事業中の区間の整備促進及び緒川植山交差点から東側の早期の整備着手を、引き続き愛知県に要望します。

要望事項	回答
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑥主要地方道 東浦名古屋線 未計画の相生交差点以西を含め、自歩道設置を早期完成すること。	猪伏釜交差点から相生交差点までの区間は、県が自歩道の整備を進めています。 事業中の区間の整備においては、関係地権者の皆さんに、ご理解、ご協力が得られるよう、引き続き、県と一体となって取り組みます。 事業中の区間の早期完成及び緒川相生交差点から西側の早期の整備着手を、引き続き愛知県に要望します。
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑦都市計画道路 大府東浦線（主要地方道 東浦名古屋線） 東浦町内知多刈谷線への接続に向けた延伸整備を早期化すること。	あいち健康の森公園の南側の、都市計画道路養父森岡線までのエリアにおいて、本町、愛知県企業庁、大府市の三者で、企業の誘致を行う造成候補地として、開発検討が進められており、事業の進捗状況を注視し、本区間の整備着手について、大府市と連携していきます。
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑧都市計画道路 衣浦西部線（国道366号バイパス） 交差点改良及び堤防機能を備えた道路への改良・整備を進め、交差点拡幅と4車線化による朝夕の交通渋滞の解消、及び津波災害対策を推進すること。	事業中の区間の早期完成及びその他区間、特に、朝夕の通勤時間帯の全ての方向で渋滞が激しい、森岡工業団地南交差点について、早期の整備着手を、引き続き愛知県に要望します。 なお、津波災害対策については、国道366号バイパスに堤防機能をもたせるのではなく、東浦海岸の耐震対策を進め、浸水被害の軽減が図られるよう、早期完成を、引き続き愛知県に要望します。
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑨都市計画道路 名古屋半田線の早期整備推進を 緒川植山交差点から阿久比町の福住交差点までの約2.4kmの整備計画が進められています。本道と地域道との適切且つ機能的な接続が地域生活、地域まちづくりに欠かすことのできない要件です。早期完成を望みます。	2022（令和4）年度から、本町及び阿久比町を含めた約2.4キロメートルの未整備区間において、用地測量が実施されました。2023（令和5）年度から用地買収が行われており、2023（令和5）年度末時点の取得率は、事業区間全体で約6割を超えています。 早期整備・開通に向け、着実な事業進捗を、引き続き愛知県に要望するとともに、用地買収など、愛知県と連携して事業進捗を図ります。
(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑩都市計画道路 緒川南北線 未整備の部分の道路拡幅を早期に整備すること。	一部の用地が取得できていないため、完了に至っていませんが、引き続き、事業にご理解いただけるよう粘り強く交渉を行います。
(3)後退用地買取り制度の周知徹底を 計画的な道路拡幅のため、緊急車両等の乗り入れが困難である地区の住民に対し、建替えの際に配慮をしていただけるように、後退用地買取り制度の継続的な個別周知をはかること。また、空き地における後退用地買取の推進をはかること。	後退用地買い取り制度については、町ホームページにて掲載しているほか、都市計画課への建築の相談時にも、「建築行為に係る後退用地指導要綱」に基づき、制度について説明し、売り渡し、寄付、自己管理が選択できる「後退用地に関する調書」を提出していただいています。自己管理での提出者に対しては、提出時に啓発チラシを手渡すなど、売り渡し、寄付の再検討を促しています。 また、空き地における後退用地の取得については、買取り希望の情報を地区等からいただいた際には、地区と町とが連携して、用地を確保できるように取り組みます。

要望事項	回答
(4)森岡台団地、東ヶ丘団地、石浜団地等へのオンデマンド交通の導入を 高齢化が最も進んでいる森岡台団地、東ヶ丘団地、石浜団地においては、買い物や通院、最寄りの駅への移動をはじめとする生活に必要な施設への移動に大きな不便を強いられています。これらの高齢者の問題解消策としてオンデマンド交通の導入を要望します。 令和３年末、この３団地を対象に名古屋大学との連携事業で住民生活環境アンケートが実施されました。生活環境改善の推進を団地自治会と連携した事業展開の実施を求めます。	新たな公共交通の導入については、デマンド交通に限らず、地域の移動需要に対する背景を把握し、地域の特性にあった公共交通を検討します。 また、３団地を対象にしたアンケートについては、名古屋大学大学院環境学研究科が本町の大学連携補助金を活用して行った研究「人口構成と不動産流動性の歴史的推移からみた郊外住宅団地の持続可能性の評価」の一環で実施されたものです。今後、同補助金を活用した研究等において、団地自治体と連携が可能となるような場合には、団地自治会と連携した事業展開について提案していきます。
(5)東浦駅東側の整備計画の見直しを 東浦駅周辺整備計画においては、駅東改札、東西連絡通路等を優先的に進め、また景観にあっても紡績工場の整備促進をはかること。	東浦駅周辺整備については、2025（令和７）年度の完了を目指して駅西側駅前広場の整備を進めています。また、駅東側への改札口設置に向けては、JR東海の意向も踏まえ、既設の駅構内跨線橋を自由通路化することの費用面並びに駅東側の土地活用及び開発状況を見極めた上で今後慎重に判断していきます。 なお、現在、町の景観事業として直接的に民間紡績工場の整備促進をはかる予定はありませんが、土地の記憶など東浦らしい景観を守り育てることを目的に景観まちづくりを推進しています。
(6)都市計画道路藤江線の早期実施を 本路線は、国道366号より西側は施工済みとなっているが、国道366号より東側ＪＲ武豊線を横断し衣浦西部線（国道366号バイパス）までの区が未施工であり、災害時の緊急輸送道路の確保のためにも早期実施を求めます。	2022（令和４）年度から、国道366号からJR武豊線の区間において、用地調査、物件調査を実施しました。本年度から用地取得を進め、事業進捗を図ります。
(7)大規模盛土造成地の早期調査・地盤強化を 昨今の異常気象による線状降水帯発生に伴い集中的豪雨から地域住民の安全安心を確保するため、令和４年度に実施した大規模盛土造成地現地踏査124箇所の結果を踏まえ、不安定な盛土造成の場合は、早期に地盤強化をはかること。	2022（令和４）年度までの調査で確認した124箇所の内、優先度の高い2箇所について本年４月より大規模盛土造成地変動予測調査（第２スクリーニング）を委託により調査を行っています。具体的には、２箇所の地質調査及び安定解析を実施し、盛土の安全性を確認しています。また、その他の122箇所についても定期的な経過観察を実施していきます。

要望事項	回答
4.2産業振興	
(1)官公需発注における地元本社を置く事業者を優先した受注機会の確保を 地元事業者は、地域の振興や、豪雨災害での初期活動に対しては、地元へ本社を置いている事業者の果たした役割は大きいと考えます。そのための事業所の経営体力維持は必要条件であります。それらを考慮し、一般競争入札においては地元へ本社を置いている事業者を優先的に対象事業者に選定し、予定価格を表示し、価格超過にならない価格による競争をし、受注機会の確保・拡大等に配慮すること。 県事業においても町から要請すること。	2022年 7 月12日の豪雨災害では町内業者の初期活動の役割は町として、非常に感謝しており、ご指摘のとおり町内事業者の経営体力維持は重要と考えています。 町の発注する工事については、2021年 3 月に制定した東浦町公共工事及び公共調達における発注方針に基づき、適正な競争原理のもと公正性を確保した上で、地元企業の受注機会の確保に努め、工事工種や設計金額によって、入札時の地域要件の設定による町内事業者のみでの入札や、町外事業者を含む場合でも、経営審査事項の総合評価値の設定により、町内事業者の育成に配慮した入札を行っています。また、物品の発注についても、町内事業者が取り扱える品目については地域要件の設定による町内事業者のみでの入札を行っており、今後も地元事業者の経営体力維持のため、受注機会の確保・拡大に努めます。 県の発注する事業においても地元事業者の受注機会の確保・拡大を考慮していただくよう努めます。
(2)大府東浦花火大会に対する補助金を あいち健康の森公園で開催される花火大会に令和 7 年度も引き続き補助金を交付してください。本町の魅力を広く町内外に発信すること、住民の町に対する愛着や誇りの形成や町外での認知の向上及び地域経済の活性化をはかることを求めます。多くの住民が楽しみにしています。	町の魅力を広く発信するとともに、地域資源を活かした観光の振興及び地域の活性化に寄与し、賑わいを創出する地域の方が行う自主的な事業に対して、町としても支援していきたいと考えており、大府東浦花火大会については補助金の交付を予定しています。
(3)農業界への気候変動・原油価格・物価高騰等に対する支援を 気候変動により農作物の品質や安定した生産量の確保が難しくなっている。また飼料や原油価格など物価高騰により農業経営者への甚大な影響が出ているため、飼料価格や燃料価格高騰の影響を受けにくいような経営構造への転換を図るための支援策や、これに要する経費に対する補助金や助成金の検討を要望します。	気候変動や物価高騰等により農業経営に影響が出ている農業者に対しては、国、県の支援事業について関係機関と協力して周知等を行っています。今後も、国及び県の支援策を注視し、農業者の方々と情報を交換させていただく中で現状を踏まえ必要に応じ町の支援策を検討していきます。
(4)稲作農家に対する支援を 日本人の主食であるお米は、政府の減反政策や気候変動による異常気象により収穫量が不安定となっている。稲作農業者の増加が難しい現状において、農地の集積集約化など農業者にとって耕作しやすい環境を整えとともに、農業の新技術（AI技術など）や新たな栽培方法（水稻の直播など）を推奨し、補助金などで支援すること。	稲作農業については、水田転作作物やAIなど新技術及び新たな栽培方法の導入等の国・県の補助事業の周知などを行っています。また、農地の集積・集約化については、農業委員等と協力して地域の担い手の話し合いにより「地域計画」を作成し、農業者にとって耕作しやすい環境を整えていきます。今後も、国及び県の支援策を注視し、農業者の方々と情報を交換させていただく中で現状を踏まえ必要に応じ町の支援策を検討していきます。
(5)小規模農家への充実した農業施策支援を 遊休農地の増加を防ぐため、国・県等の補助基準を満たさなくても支援可能な補助制度の確立をはかること。また、本町内の果樹は、ぶどうをはじめイチゴやイチジクなどの生産・販売をおこなう直売所が数十カ所あり、直売所向けのコロナ対策として必要な経費についても支援することにより、町の特産品を守ること。	遊休農地の増加を防ぐ対策としては、町による補助制度を設けその解消を図っています。また、本町の特産品であるぶどうなど果樹の担い手を増やす取り組みとしては、農業大学校の学生に向けて東浦町での就農を促す P R や就農希望者と農地のマッチングを行っています。今後も、国及び県の支援策を注視し、農業者の方々と情報を交換させていただく中で現状を踏まえ必要に応じ町の支援策を検討していきます。
5. 地域を維持する・つなぐ仕組みづくり（地域活動、行財政運営）	
5.2行財政運営	
(1)公共施設の更新・複合化の早期実現を 公共施設等総合管理計画に基づき、早急な個別計画を策定し、公共施設の更新・複合化に取り組むこと。 尚、指定管理者制度、P F I 手法等、公共施設の更新・新設等における経済的手法の積極採用を望むが、その採用の際のガイドラインその他の基準の明確化と周知をはかること。	公共施設の更新については、2016年 3 月に策定し、2021年 3 月に改定した東浦町公共施設等総合管理計画を基に、取り組みを進めています。 2022（令和 4）年度から2023（令和 5）年度までの 2 か年をかけて東浦町公共施設再配置計画を策定し、公共施設の再編に取り組んでいます。 2024（令和 6）年度からは再配置計画の期間である35年間の前期に整備すべき「モデル事業」の1つとして森岡地区拠点施設の基本構想・基本計画策定に取り組めます。また、東浦中学校の移転を含む公共施設の再編についても推進していきます。 なお、2024（令和 6）年度には、東浦町PPP/PFI手法導入検討規程を策定する予定です。

要望事項	回答
(2)ウエルネスバレー事業の早期実現を ウエルネスバレー事業構想の本町としての具体策について、商工会をはじめ広く町内外に周知と展開が必要であります。構想と具体策に基づく積極的な町内企業の誘導や他市町からの企業誘致により、本町事業の早期実現をはかること。	ウエルネスバレー地区は、東浦町都市計画マスタープランにおいて新産業地として位置付けられており、産業系土地利用を図る地域となっています。現在、あいち健康の森の南側のエリアにおいて、愛知県企業庁、大府市、本町の三者で企業の誘致を行う造成候補地として開発検討を進めています。本事業の早期実現が図れるよう引き続き協議・検討を進めます。 なお、企業誘致については、企業立地交付金などの補助制度をPRしながら進めています。
6. 議会事務局の待遇改善	
(1)議会事務局長を部長級に 令和6年度現在、議会事務局長は課長級である。過去、部長級の年度もあり、配置された人によって職級が変わっている。これは議会軽視とも受け取れる。今後は常時「部長級」を配置されることを希望します。	職級においては、職務の複雑さや責任の度合いなどに応じて決められます。議会事務局長としての職制については、承知しているところではありますが、組織のバランスなどを考慮しながら、検討していきます。
(2)議会事務局が相談できる法律専門家の配置を 議員提案の政策条例を策定するときに、相談できる法律専門家が配置されていれば、議会事務局の負担が軽減されると思われる。議会事務局に法律専門家の配置を要望します。	現在、議会事務局のみならず、町長部局等においても法律専門家を配置していません。条例規則等の制定及び改廃については、総務課行政係と協議の上、事務を行っているところであり、議会事務局においても、同様に協議して頂けます。なお、議会事務局には法務を学んだ人員を配置しており、必要に応じて、町が委託している弁護士への法務相談も可能です。